

板橋区工事成績評定要綱

平成 19 年 3 月 30 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区工事施行規程（昭和 61 年板橋区訓令第 8 号。以下「工事施行規程」という。）第 23 条の 2 及び板橋区検査事務規程（昭和 53 年板橋区訓令第 17 号。以下「検査事務規程」という。）第 32 条の 2 の規定に基づき、板橋区が施行する請負工事に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事施行の適正化と工事請負者の指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象工事)

第 2 条 評定の対象工事は、一件の契約金額 130 万円を超える請負工事について行う。

(評定者)

第 3 条 評定者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 工事施行規程第 2 条第 1 項第 5 号に規定する監督員
- (2) 検査事務規程第 2 条第 1 項第 1 号に規定する検査員

(評定の時期)

第 4 条 評定の時期は、次に定めるところによる。

- (1) 監督員は、契約締結時から施工の状況の確認及び指導に努め、原則として完了検査合格の日から 14 日以内に評定を行う。
- (2) 検査員は、原則として完了検査合格の日から 14 日以内に評定を行う。

(評定の実施)

第 5 条 各評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（別記第 1 号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について次条から第 9 条に定めるところにより評定を行う。

(主任監督員及び担当監督員が行う評定の内容及び方法等)

第 6 条 主任監督員及び担当監督員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の項目について、評定を行う。

2 前項の評定は、別記第 2 号様式から第 5 号様式に定める工事成績評定項目別評定表（以下「評定項目別評定表」という。）により行う。

3 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を評定表及び評定項目別評定表により、総括監督員へ報告する。

(総括監督員が行う評定の内容及び方法等)

第7条 総括監督員は、前条により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果等を総合的に判断し、評定表の各評定項目について評定を行う。

2 総括監督員は、評定表の評定項目中「重要事項の減点」について評定を行う。

3 前項の評定は、別記第6号様式に定める評定項目別評定表により行う。

4 総括監督員が第1項及び第2項により評定した結果をもって監督員が行う工事成績評定とする。

(検査員が行う評定の内容及び方法等)

第8条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」の項目について評定を行う。

2 前項の評定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 評定は、検査成績評定表(別記第7号様式)により行う。

(2) 細目の評定点の算出は、検査成績評定項目別評定表(別記第8号様式)により行う。

3 検査員は、前項により行った評定の結果を検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により、契約管財課長へ報告する。

4 前2項により評定した検査成績をもって検査員が行う工事成績評定とする。

5 検査員は、第3項の報告後、検査成績評定表の写しを総括監督員へ送付する。

(評定のとりまとめ)

第9条 総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点とをとりまとめ、評定表及び工事成績評定報告書(別記第9号様式。以下「報告書」という。)に評定結果を記録する。

(評定の報告)

第10条 総括監督員は、契約金額2,000万円以上の評定の結果について、評定表により、当該工事を主管する部の部長(工事施行規程第2条第1項第2号に規定する部長をいう。)に報告する。

(評定結果の送付)

第11条 総括監督員は、評定のとりまとめ後3日以内に、評定表(写)及び報告書により評定の結果を、契約管財課長へ送付する。

2 契約管財課長は、前項の送付を受けた後7日以内に、契約金額2,000万円以上の評定の

結果について、総務部長に報告する。

(評定結果の通知)

第 12 条 工事主管課長は、前条の評定結果の送付後 14 日以内に工事成績評定通知書(別記第 10 号様式)により、工事請負者に評定結果を通知する。

(評定結果の説明請求)

第 13 条 前条の通知を受けた工事請負者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に区長に対して、評定の内容について書面により説明を求めることができる。書面の提出先は、工事を発注した主管課とする。

2 区長は、前項による説明を求められた時は、書面により回答する。

(評定結果の再説明請求)

第 14 条 前条の回答を受けた者は、当該回答を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に区長に対して、書面により再説明を求めることができる。書面の提出先は、庁舎管理・契約

2 区長は、前項による再説明を求められた時は、板橋区入札監視委員会の審査を経て書面により回答するものとする。課とする。

(評定結果の適用)

第 15 条 契約管財課長は、公共工事の評定結果について、必要に応じて板橋区競争入札参加資格審査委員会及び板橋区入札監視委員会に報告する等、評定結果の有効かつ適切な適用を図るものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、施行日前に契約を締結し、施行日以降に完了する請負工事から適用する。
- 2 工事・設計委託等成績評定基準(昭和 61 年 1 月 24 日区長決定)は廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以降に完了する請負工事から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以降に完了する請負工事から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この要綱は、施行日以降に完了する請負工事から適用する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、令和3年 4月 1日から施行する。